

「杉並区立ドッグラン広場におけるドッグラン運営業務公募型プロポーザル」
の修正について

下記の個所に下線部の説明を追記しましたので、ご確認ください。

「杉並区立ドッグラン 広場におけるドッグラン運営業務公募型プロポーザル実施要領」
6 ページ 11 その他留意事項

(14)当該業務は、杉並区公契約条例第2条第3号に規定する特定公契約に該当し、区が定めた下限額以上の賃金の支払い等が適用されます。そのため、条例の内容を十分に理解し、合意した上で、契約することになります。
詳しくは、区公式ホームページをご覧ください。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/1060019.html>